資料編

- 高浜市総合計画審議会　委員名簿
- 策定体制図
- 諮問・答申
- 策定のあゆみ
- 「みんなで目指すまちづくり指標」一覧表
- 高浜市自治基本条例

■ 高浜市総合計画審議会　委員名簿

	氏名	備考
会　長	中川　幾郎	帝塚山大学大学院教授
副会長	板倉　良平	高浜市の未来を描く市民会議　自治基本条例分科会リーダー
委　員	神谷　小百合	高浜市の未来を描く市民会議 自治基本条例分科会サブリーダー
委　員	小笠原　芳夫	高浜市の未来を描く市民会議　行財政運営分科会リーダー
委　員	竹内　一仁	高浜市の未来を描く市民会議　教育分科会リーダー
委　員	尾方　勝利	高浜市の未来を描く市民会議　生涯学習分科会リーダー
委　員	鈴木　康博	高浜市の未来を描く市民会議 子育ち・子育て分科会リーダー
委　員	神谷　環光	高浜市の未来を描く市民会議　産業分科会リーダー
委　員	竹内　亨弘	高浜市の未来を描く市民会議　環境分科会リーダー
委　員	神谷　和之	高浜市の未来を描く市民会議　都市基盤分科会リーダー
委　員	古橋　知美	高浜市の未来を描く市民会議　地域福祉分科会リーダー
委　員	神谷　通夫	高浜市の未来を描く市民会議　健康分科会リーダー
委　員	磯貝　正隆	前　高浜市議会議長（委員任期　H21.12.21～H22.5.14）
委　員	小野田由紀子	高浜市議会議長　（委員任期　H22. 5.14 ～H23.3.31）
委　員	杉浦　幸七	高浜市副市長

■ 策定体制図

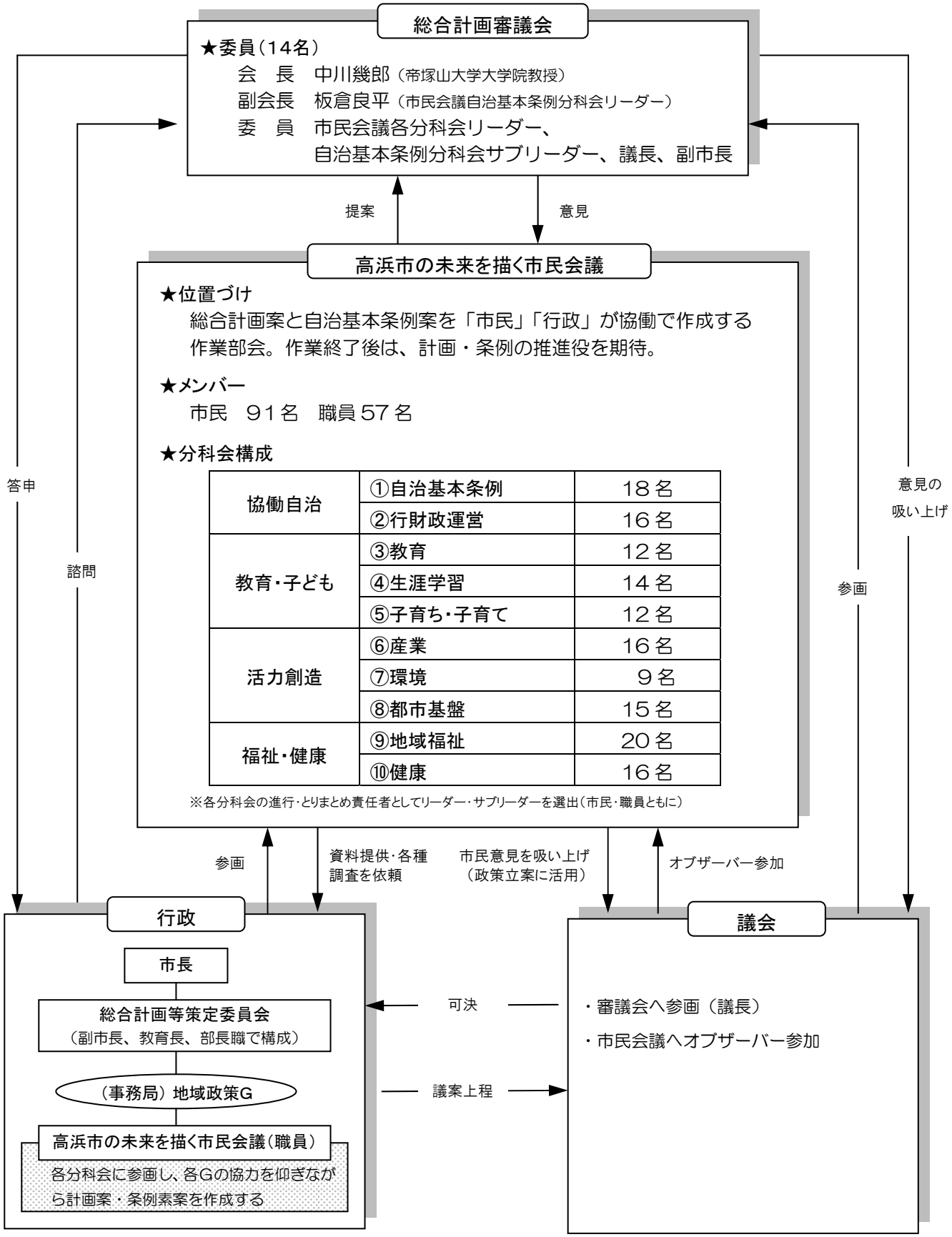
総合計画審議会
★委員（14名）
会　長　中川幾郎（帝塚山大学大学院教授）
副会長　板倉良平（市民会議自治基本条例分科会リーダー）
委　員　市民会議各分科会リーダー、
自治基本条例分科会サブリーダー、議長、副市長
提案
意見
高浜市の未来を描く市民会議
★位置づけ
総合計画案と自治基本条例案を「市民」「行政」が協働で作成する作業部会。作業終了後は、計画・条例の推進役を期待。
★メンバー
市民　91名　職員57名
★分科会構成
協働自治　①自治基本条例　18名
②行財政運営　16名
教育・子ども　③教育　12名
④生涯学習　14名
⑤子育ち・子育て　12名
活力創造　⑥産業　16名
⑦環境　9名
⑧都市基盤　15名
福祉・健康　⑨地域福祉　20名
⑩健康　16名
※各分科会の進行・とりまとめ責任者としてリーダー・サブリーダーを選出（市民・職員ともに）
答申
諮問
意見の吸い上げ
参画
参画
資料提供・各種調査を依頼
市民意見を吸い上げ（政策立案に活用）
オブザーバー参加
行政
市長
総合計画等策定委員会
（副市長、教育長、部長職で構成）
（事務局）地域政策G
高浜市の未来を描く市民会議（職員）
各分科会に参画し、各Gの協力を仰ぎながら計画案・条例素案を作成する
可決
議案上程
議会
・審議会へ参画（議長）
・市民会議へオブザーバー参加

■ 諮問

２１高地政第８８号
平成２１年１２月２１日

高浜市総合計画審議会
会　長　中　川　幾　郎　殿

高浜市長　吉　岡　初　浩

第６次高浜市総合計画について（諮問）

高浜市総合計画審議会条例に基づき、「第６次高浜市総合計画」について、貴会の調査、審査を求めます。

■ 答申

平成２３年１月１３日

高浜市長　吉　岡　初　浩　殿

高浜市総合計画審議会
会　長　　中　川　幾　郎

第６次高浜市総合計画について（答申）

平成２１年１２月２１日付け２１高地政第８８号で諮問のありました標記の件について、市民意見を踏まえ、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、審議の過程で出された意見及び高浜市自治基本条例に定める「まちづくりの基本原則」を十分に踏まえ、市民と職員の協働による推進体制をより推し進め、計画の進捗状況や成果等をわかりやすく公表しながら、指標に基づいて適切に進行管理を行うことによって、将来都市像「思いやり　支え合い　手と手をつなぐ　大家族たかはま」の実現が図られることを切に願います。

■ 策定のあゆみ

年月日	内容
＜平成 20 年＞	
8 月	市民意識調査の実施
10 月頃～	各小学校区において「地域計画」の策定作業に着手
＜平成 21 年＞	
2 月	小・中学生アンケートの実施
8～9 月	各小学校区「地域計画」策定完了
9 月 15 日	地域計画発表会〔高浜市役所〕
12 月 2 日	高浜市の未来を描く市民会議（第１回） ・キックオフ式
12 月 12 日	まちづくりシンポジウム「自治を築く　自治を育む」〔中央公民館ホール〕
12 月 21 日	高浜市総合計画審議会（第１回） ・会長、副会長の選出 ・諮問 ・審議会の運営について
12 月 25 日	高浜市の未来を描く市民会議（第２回） ・中川幾郎先生（帝塚山大学大学院教授）をお迎えして
＜平成 22 年＞	
1 月 25 日	高浜市総合計画審議会（第２回） ・第６次総合計画策定基本方針(案)について ・高浜市の未来を描く市民会議の進め方(案)について
2 月 10 日	高浜市の未来を描く市民会議（第３回） ・高浜市の姿を知る（人口動向、財政状況について）
3 月 4 日	高浜市の未来を描く市民会議（第４回） ・ワークショップ「第６次総合計画で『これだけは実現したい！』を考えよう」
4 月 7 日	高浜市の未来を描く市民会議（第５回） ・検討状況の報告＆各分科会による検討作業
4 月 15 日	高浜市総合計画審議会（第３回） ・第６次高浜市総合計画の構成（案）について ・第６次高浜市総合計画〔基本計画〕フォーマット（案）について ・第６次高浜市総合計画〔基本計画〕の成果指標について ・高浜市の未来を描く市民会議 各分科会の進捗状況について
4 月 26 日	高浜市の未来を描く市民会議（第６回） ・まちづくりの合言葉を考えよう＆各分科会による検討作業
5 月 31 日	高浜市の未来を描く市民会議（第７回） ・まちづくりの合言葉をみんなで決めよう＆基本目標を考えよう
6 月 17 日	高浜市総合計画審議会（第４回） ・高浜市の未来を描く市民会議の進捗状況について ・中間公表の方法等について ・基本構想（素案）について

分科会活動が本格化。
最終案をまとめあげるまでに分科会単位での会合も含めると約 120 回開催される。

年月日	内容
＜平成 22 年＞	
6 月 30 日	**高浜市の未来を描く市民会議（第８回）** ・総合計画基本計画（素案）＆自治基本条例（素案）の発表
7 月 12 日	**高浜市総合計画審議会（第５回）** ・自治基本条例（素案）について
7 月 29 日	**高浜市の未来を描く市民会議（第９回）** ・自治基本条例をもっと知ろう
8 月 3 日	**高浜市総合計画審議会（第６回）** ・自治基本条例（素案）について ・素案発表会について
9 月 3 日	**高浜市の未来を描く市民会議（第１０回）** ・中間公表に向けて基本計画（案）を仕上げよう
9 月 16 日	**高浜市総合計画審議会（第７回）** ・「車座談議」「出前トーク」について ・総合計画中間発表(案）について ・素案発表会の進行について ・今後の策定スケジュールについて
9 月 19 日	**総合計画・自治基本条例 素案発表会〔いきいき広場ホール〕**
9 月 19 日～ 10 月 18 日	**パブリックコメントの実施**
10 月 5 日～ 10 月 15 日	**市民意識調査、小・中学生アンケートの実施**
10 月 22 日	**高浜市の未来を描く市民会議（第１１回）** ・「こんなことに取り組みます」を具体化しよう
11 月 8 日	**高浜市総合計画審議会（第８回）** ・自治基本条例の修正案について ・総合計画（素案）の修正作業について
11 月 16 日	**高浜市の未来を描く市民会議（第１２回）** ・「みんなで目指すまちづくり指標」の目標値を検討しよう
12 月 9 日	**高浜市の未来を描く市民会議（第１３回）** ・総合計画（最終案）を仕上げよう（市民会議としての基本計画案を発表しよう）
12 月 22 日	**高浜市総合計画審議会（第９回）** ・中間公表（案）に対する意見とその対応について ・総合計画（修正案）の検討について
＜平成 23 年＞	
1 月 13 日	**高浜市総合計画審議会（第１０回）** ・答申
1 月 25 日～1 月 26 日	**平成２３年１月臨時会　基本構想・基本計画　上程・議決**

■「みんなで目指すまちづくり指標」一覧

目標	目標の達成度を計る指標	現状値	目標値（2013）	指標の目指す方向
（1）市民とともに歩む経営を行います	目指すまちの姿である「思いやり　支え合い　手と手をつなぐ　大家族たかはま」を知っている人の割合	―	30%	↗
	総合計画の評価や進行管理に参加したことがある人の数	―	100人	↗
（2）次世代のために、健全な財政運営を行います	将来負担比率	20．9%	将来負担なし	↘
	市の財政状況に関心を持っている人の割合	74．2%	80%	↗
（3）市民と行政が信頼関係を深め、ともにまちづくりを行います	「高浜市自治基本条例」を知っている人の割合	―	30%	↗
	地域活動に参加したことがある人の割合	45．4%	55%	↗
	地域活動に参加している職員の割合	45．0%	60%	↗
（4）学びを通して人づくりを進め、夢と希望につなげます	高浜市に愛着や誇りを持っている人の割合	64．0%	68%	↗
	将来の夢を持っている子どもの割合	77．8%	80%	↗
（5）心たくましく健やかに育つ教育環境をつくります	毎日をとても楽しいと感じている子どもの割合	49．0%	55%	↗
	学習に積極的に取り組む子どもの割合	65．8%	70%	↗
	過去1年間に地域行事、ボランティア活動に参画した子どもの割合	13．6%	20%	↗
（6）人のつながりやぬくもりの中で、子育ち・子育てを支えます	子どもを産み、育てやすいと感じている人の割合	59．0%	62%	↗
	子どもとふれあう行事に参加したことがある人の割合	45．1%	48%	↗
（7）まちの成長を支えるエンジンとして、産業を元気にします	製造品出荷額等	4,923.4 億円	4,923.4 億円	→
	小売商店の店舗数	390店舗	390店舗	→
	組織化・法人化した農業者団体の数	0団体	1団体	↗
	企業誘致制度を利用した件数	5件	11件	↗

目標	目標の達成度を計る指標	現状値	目標値（2013）	指標の目指す方向
（8）地域に根ざした新たなビジネスの芽を育みます	コミュニティ・ビジネスの事業数（試験的運営含む）	0件	2件	↗
	まつり、イベントの来場者数（年間）	128,400人	131,000人	↗
（9）みんなでまちをきれいにします	日ごろから省エネや省資源など環境に配慮した生活をしている人の割合	79．2%	85%	↗
	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	556g	400g	↘
	環境美化推進員の人数	1，791人	2，100人	↗
（10）ハーモニーを奏でる快適な都市空間をつくります	長く住み続けたいと思う人の割合	76．9%	82%	↗
	歩きやすい、運転しやすいと感じている人の割合	52．1%	57%	↗
（11）自然豊かな魅力あふれる憩いの場を守り、育てます	公園・緑地、街路樹や水辺空間づくりに参加したことがある人の割合	25．6%	30%	↗
	公園をよく利用する人の割合	14．5%	20%	↗
（12）安全・安心が実感できる基盤づくりを進めます	地震の備えができていると感じている人の割合	22．3%	25%	↗
	街頭犯罪発生件数（年間）	403件	380件	↘
	交通事故発生件数（年間）	220件	190件	↘
（13）一人ひとりを認め合い、その人らしく暮らせるまちづくりを進めます	ボランティアひろばセンター登録数（人口1万人あたり）	385人	470人	↗
	不安や悩み事を身近に相談できる人や場所があると思っている人の割合	76．9%	80%	↗
	地域で高齢者や障がい者等の見守りや生活の手助けをしている人の割合	26．5%	30%	↗
（14）一人ひとりの元気と健康づくりを応援します	日常的に運動やスポーツを行っている人の割合	34．3%	40%	↗
	栄養や食生活に気をつけている人の割合	80．2%	83%	↗
	かかりつけ医を持っている人の割合	68．4%	72%	↗

高浜市自治基本条例

― 目次 ―

前文

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　まちづくりの基本原則（第４条）
第３章　まちづくりの担い手
（第５条－第１２条）
第４章　参画と協働（第１３条－第１５条）
第５章　地域自治（第１６条－第１９条）
第６章　市政運営（第２０条－第２３条）
第７章　条例の検証と見直し（第２４条）

附則

― 前文 ―

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っています。そこで、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、「高浜市らしさ」を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手をとり合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例をここに制定します。

私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために。

― 第１章　総則 ―

（目的）

第１条　この条例は、高浜市におけるまちづくりに関する基本的事項を定め、市民、議会及び行政の果たすべき役割を明らかにすることにより、市民が主体となった自治の進展を図り、持続可能な活力ある地域社会を実現することを目的とします。

（用語）

第２条　この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

（１）市民　市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。

（２）行政　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（これらの機関の補助職員を含みます。）をいいます。

（３）まちづくり　住みよい豊かな地域社会をつくるために市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。

（４）参画　政策、施策、事業等の立案から実施及び評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。

（条例の位置付け）

第３条　この条例は、高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。

２　議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

― 第２章　まちづくりの基本原則 ―

（まちづくりの基本原則）

第４条　高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるものとします。

（１）参画の原則　議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。

（２）協働の原則　市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。

（3）情報共有の原則　市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。

― 第３章　まちづくりの担い手 ―

第１節　市民

（市民の権利）

第５条　市民は、まちづくりに参画する権利があります。

２　市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。

３　市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

（子どものまちづくりに参加する権利）

第６条　子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

（市民の役割と責務）

第７条　市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めます。

２　市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換し合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。

３　市民は、まちづくりに参画するに当たっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

（事業者の役割と責務）

第８条　事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。

第２節　議会

（議会の役割と責務）

第９条　議会は、市民の代表による意思決定機関であるとともに、市政運営を監視及びけん制する機能を果たします。

２　議会は、政策論議及び立法活動の充実に努めます。

３　議会は、市民の意思を市政に適切に反映させるため、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めます。

４　議会は、自らの機能と責務に関する基本的な事項について、別に条例で定めます。

（議員の役割と責務）

第１０条　議員は、市民の代表者として、政治倫理の確立を図るとともに、市民の信託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。

２　議員は、市民全体の利益を図ることを行動の指針とするとともに、審議能力及び政策立案能力の向上を図るため、自己の研さんに努めます。

第３節　行政

（市長の役割と責務）

第１１条　市長は、市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにし、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。

（職員の役割と責務）

第１２条　職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。

２　職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

― 第４章　参画と協働 ―

（参画機会の保障）

第１３条　行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。

（住民投票）

第１４条　市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

（協働の推進）

第１５条　市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。

２　行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。

― 第５章　地域自治 ―

（地域内分権の推進）

第１６条　行政は、地域を構成する市民がお互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。

（まちづくり協議会）

第１７条　市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。

２　まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。

３　まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

（地域計画）

第１８条　まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。

２　行政は、市政運営に当たり、地域計画を尊重します。

（活動の育成と支援）

第１９条　市民は、自主的な意思によってまちづくり活動に参画し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて行動するよう努めます。

２　市民、議会及び行政は、市民の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めます。

３　行政は、まちづくり協議会、町内会等の基礎的なコミュニティ団体、その他の市民公益活動団体及び市民が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。

― 第６章　市政運営 ―

（市政運営の基本原則）

第２０条　議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。

（１）法令遵守　公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。

（２）情報公開・情報共有　市政に関して市民の知る権利を保障し、議会及び行政が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。

（３）個人情報保護　市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている個人情報を適正に取り扱います。

（４）説明・応答責任　市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。

（５）財政運営　最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行います。

（総合計画の策定等）

第２１条　議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。

２　総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。

３　行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

４　行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

（危機管理）

第２２条　行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。

２　市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。

（他の自治体等との連携と協力）

第２３条　行政は、まちづくりの共通課題について、他の自治体、関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。

― 第７章　条例の検証と見直し ―

（条例の検証と見直し）

第２４条　行政は、この条例の施行の日から起算して５年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。

２　行政は、前項に規定する検討や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民の意見や提案を求めなければなりません。

附　則

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。